NCRC Network
子どもの権利条約 NEWS LETTER
No. 68
2003年6月20日
発行：
子どもの権利条約ネットワーク

子ども関連TOPICS ①

シリーズ 子ども救済

兵庫県川西市 子どもの人権オンブズパーソン制度の取り組み

連載第1回：「子どもの人権オンブズパーソン制度の廃止？── 不可解な事態に」

内田塔子（子どもの権利条約ネットワーク）

全国で初めて条例に基づいて設置された子どもの人権擁護機関＝川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下、子どもオンブズ）。しかし今、川西市では、市議会において、子どもオンブズ制度の廃止の声が一部議員から上がり、子どもオンブズ事業費の半減案が可決されるという不可解な事態に直面しています。先駆的な事例として全国的に注目され、同じような動きが全国各地に広がりつつある今、何故このような事態に直面しているのか？本号から数回にわたり特集します。

川西市の子どもオンブズ制度は、人権侵害から子どもを救う第三者機関として、1998年12月に市議会の全会一致でつくられた全国で初めての機関です。

子どもオンブズは、弁護士や学識者などが、いじめや虐待、不登校、家族の問題などを相談者と一緒に考え、解決する手立てを探っていく役割を担い、1999年度より活動をしています。

1．子どもオンブズ制度、5年目──市民に年々定着

人口15万9千人（うち子ども2万6千人）の兵庫県川西市において、今年実施5年目を迎えている子どもオンブズ制度。年々、市民にその活動状況は浸透していき、2002年1月―12月までに受け付けられた相談数は、過去最高だった2001年をさらに上回る654件にのぼりました。相談者の内訳では、約60%は保護者で、子どもが27.5%。子どもの相談者のうち7割以上が小学生だったとのことです。川西市のおとな・子ども両者のニーズがうかがえる数値だといえます。

2．2003年度事業費を半額にする修正案が可決（2003.3.28）

そのような中、川西市議会は3月28日、一部議員より提出された、子どもオンブズの事業費年間2466万円を1237万円に削減する修正予算案を可決しました。前述のように、子どもオンブズ制度は、1998年12月に全会一致で可決した条例に基づいて設置された機関です。しかし今、制度が拠ってたつ条例に関する議論もないまま、藪から棒に、制度廃止を前提とした事業費半減案が可決されるという不可解な事態が起こっています。

この他にも、2003年度より新規事業として実施予定だった、小学校低学年などを対象に、音楽や図工、外国人による英語教育を担任教諭と実施する臨時教員を配置する「わくわく学習パートナー事業」（2003年度より実施予定だった）が、予算の全面削除により実施を見送ることとなりました。

子どもの人権・教育に関する施策が、財政難の中で予算切り詰めのターゲットとされています。

3．子どもを含む市民を巻き込んだ議論を

子どもオンブズ廃止を主張する意見として、「教師の意欲を萎縮させている面があり、当初の狙い通りの機能を果たしていない」「子どもオンブズの判断等が学校現場に対して厳しすぎる」などが挙げられています。しかしこれらはどれも、子どもオンブズの実施状況に関する調査・審議を踏まえることなく主張されており、信憑性の点に疑問があります。また一方で、相談する市民の側からは、子どもオンブズは子どもに関する悩みを気軽に相談できる貴重な機関であるとして、その必要性を訴える声があがっています。

子どもにとってよりよい教育、よりよい社会を実現していくためには、何が優先的に必要なのか？市民不在の議論・意思決定になる

NEWSLETTER No.68 CONTENTS

子ども関連TOPICS
①兵庫県川西市 子どもの人権オンブズパーソン制度、存続の危機 ／1
②長野県平谷村の住民投票に中学生が参加 ／2
③「子ども参加」によるまちづくりの将来計画 埼玉県鶴ヶ島市 ／4
④富山県小杉町 子どもの権利に関する条例、4月1日より施行！ ／5
⑤子どもによる条約パンフづくり－東京都杉並区－ ／5
子どもの権利条約AtoZ 第1回［前文］ ／6
フォーラム2003 in かわにし実行委員会だより ／6
■ 5月イベント報告 ／7
■ 子どもの権利条約入門セミナー2003 スタート！ ／8
■ お知らせ ／8

ことなく、子どもを含む市民を巻き込んだ議論が必要です。

いじめ、不登校、家族関係など、子どもを取り巻く環境が困難な今、子どもが、現在の社会を構成するパートナーとして、また未来の社会を中心となって担う存在として、成長することができるように、子どもを社会全体で見守るまなざしが必要です。この点から鑑みても、子どもオンブズ制度は、今後より一層その必要性が高まると思われます。子どもオンブズ制度の存廃の議論ではなく、子どもオンブズの運営面をより一層充実させるための議論を詰めることが、今一番求められているように思います。

子ども関連TOPICS ②

長野県平谷村の住民投票に中学生が参加

―全国で初めての試み―

西村高志（NPO法人Rights運営委員）

中学生が住民投票に参加

5月11日。全国で初めて、中学生（2003年4月2日現在で12歳以上の村民）にまで対象を広げた住民投票が長野県平谷（ひらや）村で行われた。

岐阜県境に接する平谷村の人口は610人で県内最少。面積の95%は山林という村の主要産業は農業と観光で、別名「中京の軽井沢」とも呼ばれているが、財政は苦しく、今年度予算では、自主財源1.5億円に対して村債発行額は2.1億円。交付金が5.5億円あるものの、今後、交付金の満額保証は難しく、財政再建団体への転落は秒読みとも言われている。

こうした中で、合併について村民の間で話題になり、18歳以上の全村民に対するアンケートや自治会ごとに勉強会を開催するなど、議論が高まった。

昨年10月に塚田明久村長が中学生まで対象を広げた住民投票を村議会に提案。議員の間からは慎重意見もあったが、子どもたちとの意見交換会や模擬村議会などを重ねて行くことで議員たちにも理解が広まり、12月定例議会において、住民投票条例が可決された。

私たちNPO法人Rightsのメンバーは、投票日当日、中央道八王子ICから車で3時間半ほど走り、投票所である平谷村合同庁舎に到着。投票を済ませた中高生にインタビューを行った。

インタビュー① ―中学2年女子（2人組）

問：今回、住民投票が行われたが、こういう機会が与えられたことについて？

答A：10月に（住民投票があると）言われてびっくりした。

問：家族の方などとこの住民投票について話したか？

答B：学校のクラスメイトと話す機会があった。

問：今回住民投票することになったが、本当の選挙でも中学生から投票する機会があればいいか？

答A：良かった。大人ばかりで（村の物事が）決まり、今まで言いたいことを言えなかったが、こうして私たちも言うことができた。

インタビュー② ―高校1年男子

問：今、投票を済ませてきて、率直な気持ちは？

答：（責任が）重かった。でも今まで資料や友達と話し合いやアンケートをしてきたので、不安はなかった。

インタビューに答えた中高生が、みな真剣にこの投票について考えていたことからは、決して中高生も投票はいいかげんに考えていないということを強く感じ取れた。

一方の大人たちは、今回の12歳からの投票についてどう思ったか？

インタビュー③―21歳　女性

問：今回、中学生から投票できることについてどう思ったか？

答：最初は抵抗があった。18歳と16歳の妹がいるが、話し合っていくうちに真剣にこのことについて考えていることが分かり（12歳からでも投票は）OKだと思った。

問：実際の選挙と今回の住民投票とであなたの中で違いはあったか？

答：（知事選と県議選に）投票したが、知事とか県議はどうも遠い世界。しかし、今回の投票は、直接自分たちの村に関わることなので、主観的に考えた。

インタビュー④ ―中学生の子どもと一緒に投票を済ませた親

答：子どもたちがすでに住民投票について知っていた。特にこのことで話す機会は無かったが、真剣に考えているようだった。

大人たちも反応は良好なものであった。

そして、はじめは無理だと考えていた塚田明久村長とのインタビューができた。

インタビュー⑤ ―塚田村長

問：今回の住民投票は中学生から有権者となったが、その理由は？

答：今回は中学生からとしたが、これは村独自の事情がある。それぞれの自治体にはそれぞれの事情がある。公職を決めることにはやはり不安があるし、時間がかかると思う。

問：若者の政治離れが進んでいると言われているが、今回の投票で苦心されたことは？

答：いわゆる無党派層が増えた。無党派層というのは決して政治がわからないというのではない。住民集会や資料を提示したりして肌で感じたことだが、若者は芯がしっかりしているということがわかった。そのことで、（中学生からの投票に対して）不安が消えた。

問：いろいろと村民と対話されたと聞くが？

答：私が注意したのは、具体的で、若い人でも理解できる言葉で話していくこと。子どもたちもはじめは（合併する理由など）わからなかった。しかし分かり易い言葉だと、子どもたちも段々と理解し、大人たちも理解できる。

問：住民投票はよかったと思うか？

答：なんでも投票すればいいという訳ではない。ひとつのテーマについて、情報を提示し、きちんと説明し、家庭や学校、地域と一体化しないと、たとえ大人でも理解できない。今回は引き下げてよかったというより、こうした地域の人たちが一緒になって議論してきたからこそ、できたと思う。子どもたちにとっても、貴重な経験だと思う。

現在、総務省は「平成の大合併」を推進している。合併の是非を住民投票で決める自治体が増え、その中には未成年者も対象としている所も少なくない。（別表参照）

平谷村のケースはただ住民投票するというだけでなく、地域の勉強会を緊密に行うことで、私たちに現代民主主義に不可欠なアカウンタビリティー（説明能力）の重要性を実践した形であると再認識した。

実際の選挙は「遠い存在」である人や政党を選ぶため、日常的にニュースを見、また少ない情報で候補者の人柄や公約などを見極めるという作業は簡単ではない。しかし、自治体合併は一番身近なテーマではっきりしていている上に、住民との対話で関係を緊密にし、関心が高めたことで、少なくとも住民投票レベルでは中学生からの投票も問題はないと思った。

（参考） 信濃毎日新聞　www.shinmai.co.jp
平谷村　www.iidanet.or.jp/hiraya

各地の地方自治体における住民投票条例(網がけ部分:18歳未満、他は18歳以上)一覧　(NPO法人Rights作成)

自治体名	条例名	公布日（改正含） 施行日（改正含） 実施日 投票率（うち未成年）	規　　定
愛知県高浜市	高浜市住民投票条例	2002年7月9日 2002年9月1日 未実施	（投票資格者）　第8条　住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの (2)年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの
秋田県岩城町	岩城町の合併について意思を問う住民投票条例	2002年8月19日 2002年8月19日 2002年9月29日 81.24%（68.46%）	（投票資格者）　第五条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次のいずれかに該当する投票権を有する者（以下「投票権者」という。）のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 一　年齢満十八年以上の日本国籍を有する者で、引き続き三箇月以上岩城町に住所を有する者 二　年齢満十八年以上の永住外国人で引き続き三箇月以上岩城町に住所を有する者
福岡県北野町	北野町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年10月22日 2002年10月22日 2002年12月15日 70.56%（67.60%）	（投票資格者）　第5条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次のいずれかに該当する投票権を有する者（以下「投票権者」という。）のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 (1)　年齢18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上北野町に住所を有する者 (2)　年齢18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上北野町に住所を有する者
埼玉県岩槻市	岩槻市の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年11月18日 2002年11月18日 2003年1月26日 49.11%（38.17%）	（資格者名簿）　第6条　3　資格者名簿の登録は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。 (1)本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市区町村から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者 (2)外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にある年齢満18年以上の永住外国人であって、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者のうち、選挙管理委員会に登録の申請を文書で行ったもの
滋賀県長浜市	長浜市の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月12日 2002年12月12日 2003年2月16日	（投票の資格を有する者）　第5条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。 (1)長浜市に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日（他の市町村から長浜市に住所を移転した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、該当届出の日）から引き続き3月以上長浜市の住民基本台帳に記録されている者 (2)外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が長浜市にある年齢満18年以上の永住外国人で、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、該当申請の日）から引き続き3月以上経過している者のうち、規則で定めるところにより、文書で市長に申請を行った者
福岡県大木町	大木町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月12日 2002年12月12日 未実施	第5条第1項　18歳以上
静岡県東伊豆町	東伊豆町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月16日 2002年12月16日 2003年2月2日 55.53%（33.00%）	（投票資格者）　第5条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上東伊豆町に住所を有する者 (2)年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3年以上東伊豆町に住所を有する者
長野県富士見町	富士見町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月19日 2002年12月19日 未実施	（投票資格者）　第5条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次のいずれかに該当する投票権を有する者（以下「投票権者」という。）のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 (1)　年齢満18年以上の日本国民で、引き続き3箇月以上富士見町に住所を有する者 (2)　年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上富士見町に住所を有する者で、規則で定めるところにより文書で町長に登録の申請をした者
岡山県勝央町	勝央町住民投票条例	2002年12月19日 2002年12月19日 2003年9月(予定)	（投票資格者）　第6条　投票資格者は、次のいずれかに該当する投票権を有する者（以下「投票権者」という。）のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 (1)　年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上勝央町に住所を有するもの (2)　年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上勝央町に住所を有するもの
富山県山田村	山田村の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月20日 2002年12月20日 未実施	（投票の資格者）　第5条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号いずれかに該当するものをいう。 (1)年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上山田村に住所を有する者 (2)年齢満18歳以上の永住外国人で、引き続き3月以上山田村に住所を有する者
長野県平谷村	平谷村は合併するか合併しないかの可否を住民投票に付するための条例	2002年12月20日 2003年4月1日 2003年5月11日	（投票資格者）　第6条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)平谷村立中学校在籍の者及び平成3年4月1日以前に生まれた者で日本国籍を有し、引き続き3ヶ月以上平谷村に住所を有する者。 (2)平谷村立中学校在籍の者及び平成3年4月1日以前に生まれた永住外国人で、引き続き3ヶ月以上平谷村に住所を有する者
岐阜県北方町	北方町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月24日 2002年12月24日 2003年2月23日 59.42%（46.97%）	(投票資格者)　第5条　住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。 (1)　年齢18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上北方町に住所を有する者 (2)　年齢18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上北方町に住所を有する者
岡山県柵原町	柵原町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月24日 2002年12月24日 未実施	第5条　18歳以上
富山県小杉町	小杉町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年1月10日 2003年1月10日 2003年2月16日 62.73%	第5条第1項　18歳以上
富山県八尾町	八尾町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年1月15日 2003年1月15日 実施せず	（投票資格者）　第5条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において八尾町の区域内に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者（以下「投票資格者」という。）とする。 (1)八尾町の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、その者に係る八尾町の住民票が作成された日（他の市区町村から八尾町の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上八尾町の住民基本台帳に記録されている者 (2)外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が八尾町にある年齢満18年以上の永住外国人であって、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者で、町長に投票資格者となる旨の申請を規則に定めるところにより行った者
岡山県加茂町	加茂町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年1月17日 2003年1月17日 2003年3月9日 74.97%	（投票資格者）　第5条　住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において加茂町に住所を有する者であって、次のいずれかに該当する投票権を有する者（以下「投票権者」という。）のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 （1）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する加茂町の議会の議員及び長の選挙権を有する者 （2）年齢満18歳以上の日本国籍を有する者（前号に規定するものを除く。） （3）年齢満18歳以上の永住外国人
岐阜県池田町	池田町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年1月29日 2003年1月29日 未実施	第5条第1項　18歳以上
新潟県大潟町	大潟町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年3月17日 2003年3月17日 未実施	第7条第1項　18歳以上
島根県宍道町	宍道町が他の自治体と合併をすることの可否に関する住民投票条例	2003年3月18日 2003年4月1日 未実施	第7条第1項　18歳以上
広島県広島市	広島市住民投票条例	2003年3月20日 2003年9月1日 未実施	第4条第1項　18歳以上
福岡県津屋崎町	津屋崎町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年3月20日 2003年3月20日 未実施	第5条第1項　18歳以上
大分県弥生町	弥生町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年3月25日 2003年3月25日 未実施	第5条第1項第1号　18歳以上
兵庫県太子町	太子町の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年3月27日 2003年3月27日 未実施	第5条　18歳以上
岡山県哲西町	哲西町住民投票条例	2003年3月31日 2003年7月1日 未実施	（投票資格者）　第8条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上哲西町に住所を有するもの （2）年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上哲西町に住所を有するもの
佐賀県三瀬村	三瀬村の合併についての意思を問う住民投票条例	2003年4月8日 2003年4月8日 未実施	第5条第1項　15歳以上

「子ども参加」によるまちづくりの将来計画

―埼玉県鶴ヶ島市―

河村治人（埼玉県鶴ヶ島市教育委員会社会教育課）

1．市民参画によるまちづくりと子ども参加

本市では「市民と行政がともに創るまちづくり」を市政の基本理念とし、情報の共有化、共同の学習を通して、市民と行政とがともに参画、協働するまちづくりを進めている。これまでも、子どもフェスティバルをはじめとした全市的な事業に、市民の手による実行委員会方式を早くから取り入れる等の実践を重ねてきている。

子ども参加の考え方は、本市の社会科副読本の作成にあたってご指導いただいた愛知教育大学の寺本潔先生の「小さなまちづくり人」の提唱を踏まえ、本市においては「現在の子ども自身がまちづくりの主体である」「子どもはまちづくりの共働の担い手である」「子どもは将来のまちづくりの担い手である」として市教育委員会の重点施策に「子どもは小さなまちづくり人」と位置付けて明確に打ち出している。具体的には、子どもフェスティバルにおいて、子ども実行委員に企画から運営までを任せたスタンプラリー等の取組みや、公民館において、子どもたちの自由な発想による子どものためのお祭りである「子どものDEBANDA」等の事業がある。また、市内の小中学校では、子ども、保護者・地域、教員のそれぞれが情報を共有し学校運営に関して議論をする場として学校協議会を設置している。市教育委員会が示した学校協議会の指針では、児童・生徒代表も学校協議会の委員になることが例示されており、大人が子どもの思いや願いを大切にする教育活動として子ども主体の学校づくりを目指すこととしている。

2．子どもの参加による教育理念・大綱の策定

また、市教育委員会では、将来にわたる市の教育のあり方や施策の立案・執行の指針となるべき教育理念ならびに教育施策の大きな柱立てとなる教育大綱の策定を目指している。これに先立ち、市教育委員会では、市民の参画と共働により鶴ヶ島らしい教育改革を進め教育の目的を実現することを目的に、地方自治法の規定に基づく附属機関として教育審議会を条例設置している。教育審議会では、鶴ヶ島の子どもと教育の実態、子ども、保護者、地域住民、教職員等の願いや意見をふまえた議論ができるように、これらの人たちを対象としたアンケート調査を実施した。現在は、調査結果を基礎データとし、教育審議会の委員が、子ども、保護者、教職員等から直接意見を聞く取組みを行なっている。特に子どもの意見をより反映するため、小学4年生から中学3年生までの子どもたちを対象に、安部芳絵氏（早大大学院）をファシリテーターとした子どもフリートーク（全9回）を実施してきた。これにより、子どもたちをはじめ関係者の願いを反映した教育理念、教育大綱づくりをすすめたいと考えている。

3．子ども参画の条件づくり

子ども参加の取組みがまちづくりの手法の一つとして根づくためには、子ども参加の理念の構築、啓発とあわせて子ども参加のための具体的な実践を通じた手法・技術等の蓄積が大切であると考える。前述した学校協議会では、現在、全中学校で生徒の参加が行なわれているが、小学校では児童を参加させている学校はない状況である。以前は児童代表が参加している小学校の事例があり、学校協議会の連絡会議においても保護者や地域の人から児童生徒の参加に賛成する声が多いことから、今後、児童参加の拡大が行なわれるものと考えている。また、アンケート調査の結果からは、子どもたち自身が子ども参加による学校づくりに参加する意欲が低いことが明らかになっている等、子ども参加の実施にむけた課題は多い。しかしながら学校協議会の実践の中には、制服など子どもにとって身近な話題を題材にしたり、児童・生徒代表の参加人数を大幅に増やしたり、公募を導入することによって子どもたちがより主体的に学校協議会に関わるようになった等の事例が確認されている。また、社会教育・学校教育部門の職員とも全9回の子どもフリートークを通じて子ども参加について学んだことが多く、その成果の一つとして、子どもたちが意見を言い易い雰囲気づくりの手法・技術等を「大人の子どもとの関わり方－子ども参加をすすめるために－」という形でまとめており、今後の子ども参加の取組みに活用していければと思っている。

そこで、今年度は市の施策全般について子ども参加の視点があるかどうか検証を行い、併せて子ども参加の事例についても集約したいと考えている。単に子どもを集めて会議やイベントを行って終わりという形骸化した取組みにならないように、事例に基づいた検証を行って実践を積み重ねることで子ども参加によるまちづくりという意識の醸成を図りたい。更には、地域や学校教育の場においても同様の検証の取組みが拡がりを見せ、子ども参加の取組みが根づいていけばよいと考えている。

鶴ヶ島の子どもたちが、子ども参加の取組みを通じて主体性を養い、社会における自分の役割を実感し、自分を認め他人も認められる優しさを身につけ、その結果として、将来にわたって鶴ヶ島の市民参画によるまちづくりの担い手になってくれることを願っている。

（参考）「鶴ヶ島市 大人の子どもとの関わり方～子ども参加をすすめるために～」（教育審議会事務局資料より）

子どもたちが自ら気づき、動き出すまで（助け、助言を求めるまで）、大人は手や口を出さず待つことが重要となります。失敗からも子どもたちは学習することができるのです。子どもたちが安心してなんでも言える雰囲気を作ることが必要です。そのためには、大人の側が下記のような点に注意して子どもたちと関わっていく姿勢が求められます。

★意見の言いやすい雰囲気を作るために

・子どもは、自由な発想で大人が考えないようなことを言う場面がありますが、子どもの発言を尊重して聞いてあげよう。
・子どもたちの意見から出た提案を、自分たちの今までの経験を生かして更に子どもの意見を引き出そう。
・子どもたちの意見が自分たちの考えとは違っても批判などしない。
・一度批判したり、嫌な態度をすると子どもは敏感に感じ取るので注意しましょう。
・大人は参加している子どもたちがいる所では、子どもたちの話を絶対にしない。
・子どもが騒ぐようなことがあっても、むやみに大人が注意するのではなく、子ども同士が気づき、注意しあえるようになるまで待つ。
・怒りたくても我慢しよう。
・大人の意見で子どもを誘導するようなことはしない。
・話し合いの場で、なかなか思うような意見が出なくても、できる限り子どもたちを『待つこと。
・背広やネクタイは避け、ラフな服装を心がけよう。
・大人も子どもも敬語を使わず、気楽に話せるように心がけよう。

小杉町子どもの権利に関する条例、4月1日より施行！ —富山県小杉町—

村 上 欽 哉（富山県小杉町教育委員会 学校教育課主幹）

「小杉町子どもの権利条例」成立・施行！

「小杉町子どもの権利に関する条例」が平成15年3月14日、小杉町議会で成立し、4月1日から施行しました。

平成11年12月に条例策定作業をスタートして以来、3年余りの時間をかけ、多くの町民や子どもたちの参画によって、まさに町民手づくりの条例ができあがりました。

条例の主旨

すべての子どもは、生まれながらにかけがえのない存在として、固有の尊厳と価値を持っており、大人と共に社会をつくる構成員です。しかし、子どもたちを取り巻く環境が一向によくならない現実に対して、子どもたちが実際に生活している自治体が、その実態に即して総合的に子どもたちを守り育てていく必要性を重く受け止め、本条例を制定しました。

多くの町民・子どもたちが条例策定に参加

また、条例の内容はもとより、条例づくりの過程を重視し、町民や子どもたちが一緒になって条例づくりに参画することが、町民意識の向上と理解を深めることにつながると考えました。この趣旨をご理解いただいて、一般の町民から公募した町民ワーク会議（54名）、町内の小学校・中学校・高等学校から募集した子どもワーク会（36名）、学識経験者・専門家からなる策定連絡会議（16名）及び、それぞれの組織の代表者からなる世話人会議（14名）等、多くの皆さんに策定作業に携わっていただきました。

策定過程において、平成13年6月に町民意識調査（1,000名）、同年9月に子どもの意識調査（2,000名）を実施、啓発活動としては、平成12年6月及び平成15年2月に一般町民を対象とした町民集会を開催、子どもに対しては、平成14年8月に子どもの権利集会を開催し、それぞれ理解を深めました。さらに、策定状況をその都度、町広報やCATV、ホームページ等で紹介してきました。

条例内容

条例の内容については、前文から第7章までで構成されており、全22条からなっています。前文は、条例施行の基本理念を明らかにしています。第1章（第1条～第4条）は全体に関わる基本的原則や共通事項について規定しています。

第2章（第5条～第12条）は「児童の権利に関する条約」に示された子どもの権利のうち、小杉町がとりわけ大切と考える権利について規定しています。第3章（第13条～第15条）は、第2章に掲げた諸権利等を子どもの生活の場に即して保障するために必要な事項について規定しています。第4章（第16条）は、子どもの権利が侵害されたり、侵害されそうになった場合における相談や救済について規定しています。第5章（第17条～第18条）は、権利保障を総合的、計画的に進めていくため、町の施策に関する基本的な指針と配慮事項について規定しています。第6章（第19条～第21条）は、第3章～第5章に掲げた事項を実効あるものとするための保障状況の検証について規定しています。最後に第7章（第22条）は、条例施行に関し、必要な事項を町長等が定め得る旨規定しています。

条例を活かすために—今後の取り組みについて

条例施行後の取り組みの方向性については、法的制度が整った以上、それに見合う情緒的側面の充実を図っていかなければならないと考えています。

また、子どもの権利は、多面的な視点から保障を図る必要があることから、総合的、計画的、継続的な保障制度の確立を目指すものであり、小杉町子どもの権利に関する推進計画の策定により、全町的に権利保障を目指していきたいと考えています。さらに権利の保障を実効性の高いものにするために、その保障状況の検証と、相談・救済体制の充実を図っていきたいと考えています。

富山県小杉町教育委員会
〒939-0393 富山県射水郡小杉町戸破15111番地
電話0766(56)1511　FAX0766(56)7771

子どもによる条約パンフづくり

—子どもの権利条約普及のための杉並区の取り組み—

安 部 芳 絵（子どもの参加ファシリテーター）

杉並区では、青少年の社会参加をすすめるため、中高生世代を構成員とする「ユースプロジェクトすぎなみ」を2002年10月に立ち上げ活動を開始しました。その活動の一環として中学2年生、小学校4年生向けの子どもの権利条約普及啓発冊子づくりが位置付けられ、10数人のメンバーからなる編集会議によって約半年かけて冊子ができあがりました。

子どもの権利条約の普及啓発冊子は杉並区の他にも、神奈川県川崎市、高知県、三重県などで子ども向けが作成され配布されています。また、杉並区では前回の改訂の際、子どものアイディアをワークショップでだしてもらい、その後おとなが中心にまとめる形式で冊子がつくられました。今回の特徴は、アイディアをだすところから実際の文章やイラスト、印刷の色を決めるところまで子ども中心でおこなったことです。他の自治体には類を見ない条約広報への子ども参加例と言えます。

ユースプロジェクトでは、子どもの権利条約の入門ワークショップで子どもの権利についての学習を深め、その後「杉並の子どもにとって特に力点を置いて解説した方がいい条文はなにか」「どのような情報があれば実際に使えるか」「どのような内容であれば小中学生世代が捨てずに読んでくれるか」などの意見を出し合う編集会議を行ないました。その後、条文ごとに担当者を決め、原稿を書く参考にするために実際に施設へのインタビュー調査をしたメンバーもいました。中学生が相談しやすいかどうか実際に電話相談にかけてみたり、小学生の弟に「この言い方でわかる？」などと中学生が聞いている場面もみうけられました。

小学生版はイラストいっぱいのチャート式になっており、ついつい読んでしまって気づくと子どもの権利を学んでいることになります。中学生版には文章だけではなくクロスワードパズルもついていて、読ませる工夫がほどこされています。

問い合わせは杉並区保健福祉部児童課（電話03 - 3312-2111<代>）まで。

連載

子どもの権利条約批准10年目企画

子どもの権利条約AtoZ

子どもの権利条約の批准から10年目を向かえた今年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？ このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

第1回【前文】　　安部芳絵（子どもの参加ファシリテーター）

子どもの権利条約の一番はじめにあるのが「前文」。子どもの権利条約ができた歴史的な流れや、どんなことが定めされているのかについて書かれている。これから条文を探っていくためのウォーミングアップだね。

子どもの権利を守って行こうという動きは、1924年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」が始まり。第一次世界大戦では、たくさんの子どもたちが戦争の犠牲になってしまい、「このまま地球から子どもたちがいなくなってしまったら、未来はない」とおとなが思ったんだ。ところが、すぐに第二次世界大戦がおこってやはり子どもたちが犠牲になってしまった。

第二次世界大戦後、1945年に国際連合ができ、1948年には「世界人権宣言」ができた。これはすべての人がこの地球で安心して暮せるように「平和と人権」を守っていくことを決めたものだね。これっておとなだけのことかな？子どもだって、安心して生きていきたいよね。ところが、それまで「人権」っていうと、どうも「おとなの男の人」が中心だった。だからその他の人達のことも考えていかなきゃってことで、1979年に女性差別撤廃条約ができ、1989年には子どもの権利条約ができたんだ。

この地球上にあなたとまったくおんなじ人間は誰一人としていない。だから「あなた」が大切なんだよね。その大切なあなたも、産まれてすぐじゃなければ一人でも生きていけるかもしれないけど、誰かと一緒だったらもっと楽しく自分を大切にしながら生きていけるはず。みんなが産まれて一番初めに一緒にいる人達が「親」であり「家族」。だから「親・家族」も大切だ。血がつながっている「親・家族」もあればそうでない「親・家族」もあるよ。

じゃぁ、あったかい「親・家族」に囲まれている子どもばかりかというと、現実はそうじゃない。子どもたちは生まれてくる場所を選べないから。そこで子どもにはおとなとは違った助けが必要になってくる。その中でもとくにしんどい状況の子どもたち、例えば兵士として使われたり、虐待されていたりする子どもたちにはもっと助けがいるんだけど、そんな子どもたち、実は世界中のどこにだっているんだ。

だから知ってて損はないんじゃないかな。それに、開発途上国には助けを求めている子どもたちがたくさんいるんだけど、みんながこの条約を知ることが助けになるかもしれない。途上国の子どもたちと手をとりあってみんなが問題を解決できたら、それってちょっと素敵じゃない？

子どもの権利条約フォーラム2003
in かわにし実行委員会だより

「子どもの権利条約フォーラム2003」へいよいよ動き出す！

津崎政生（かわにし子どもネット事務局）

＜第1回実行委員会（5/17）―委員会の場を団体交流のファーストステップに＞

川西市での開催に向けて、地元実行委員会の様子を随時全国のみなさんにお届けいたします。5月17日、フォーラムの趣旨に賛同する14団体・3個人が川西市総合センターに集い、第1回の実行委員会を開催。各団体自己紹介後、開会にあたって、子どもの権利条約ネットワークの喜多さん、荒牧さんからフォーラムの趣旨やこれまでの経緯、開催方式、実行委員会の基本的な考え方などをお聞きしました。続いて、フォーラムの日程（12/6～7）及び会場（1日目：アステホール2日目：川西小学校）を確認。実行委員会組織として、委員長に上杉孝實（龍谷大学教授）さん、事務局は川西子どもの人権ネットワーク（略称：かわにし子どもネット）が担うことに決定。運営面において、実行委員会では事務的な協議だけでなく、参画する団体や個人が互いに知り合う機会とすること、子どもの課題を確かめ合うようなプレフォーラムも、その中で子ども同士の交流機会もなどを確認。話題になったのが、フォーラムのネーミング。in兵庫か、北摂か川西かはたまた川西・北摂のような連名かなど熱き議論となり次回持ち越しに。（出席実行委員は「川西」の地域性・文化性・ネームバリュー度を確かめ合う結果となった）

＜第2回実行委員会（6/14）―フォーラム名称決定！＞

第2回目（6月14日）は、まず前回積み残した部分を協議。事務局長は、澤田裕子（かわにし子どもネット）さん、フォーラムの名称はいろいろな意見をもとに「inかわにし」となる。続く参画団体の活動紹介後、1日目全体会の持ち方について協議。参加者（おとなも子どもも）が互いにつながれるような工夫を、とくに子どもの団体の交流、おとなと子どもがフラットに話し合える場づくり、川西ですることの意味・生活の場、子どもとおとなのパートナーシップ、今の川西の情勢（学校の中に子どもの人権は？）、子どもの居場所（学校を含めて）などが意見として挙げられた。分科会の内容については、今後の参画団体からの提案・事務局が担当するものなどに方向づけする。最後に、プレフォーラムについては子どもたちから提案してもらう、他地域の子どもたちとも出会っていくなどを確認しました。次回は、7月19日。

●子どもの権利条約ネットワーク 5月イベント

いろんな視点が未来を創る ～みんなのキモチをトークちゃんぷる～

2003年5月5日（日）13:30～16:30（於：国立オリンピック記念青少年総合センター）

今年も子どもの権利条約ネットワーク恒例5月イベントが、15歳から17歳までの子どもたち自身による企画・運営で行われました。

イベントタイトルにある「ちゃんぷる」とは、沖縄の方言で「ごちゃまぜ」という意味。今年も、子どもとおとなが境界線なしに自由に話すことができる場となりました。

当日の参加者は、子ども・おとな合わせて約60名。「過去と未来」「地域」「地球」「島」の4グループに分かれ、子ども・おとなの区別なく、それぞれの思いを語り合いました。イベントを企画・運営した子どもたちの感想をご紹介します。

「地域」グループ

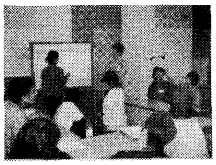

私は今回「地域」と言うテーマで企画をやらせてもらいました。

地域というテーマは、簡単そうに見えて実は難しいテーマで、トークちゃんぷる自体未知の領域なのに、地域とどうコラボレーションしていくかというのでけっこう悩みました。

当日は、他のグループよりも集まりがあまりよくなくて、正直「平気かな？」と思いましたが皆さん積極的に意見を言ってくださり、私が普段とらえている「地域」よりも、違った視点での「地域」をとらえることができたり、また、私の住んでいる「地域」とは違った取り組みをしている地域に住んでいる方のお話も聞け、すごく勉強にもなりましたし、良い経験にもなりました。

これからも積極的にこのような活動に関わって行きたいのですが、やはり、学校の方が大変なので、今回が最後かもしれません。ですが、企画から自分達でできるイベントなんて、そうめったにないものなので、すごく忘れられない思い出です。

皆さん、ありがとうございました。　　春成　沙由梨（15歳）

「島」グループ～

“島”――それは何もない場所であり、同時になんでも創れる場所でもありました。その環境っていうのは、今回の5月イベントの企画にも共通するものがありました。

今回の企画もまた、まったく何もないところから作り上げました。それも、それぞれが自分というものを持った超個性的なメンバーで。それぞれが自分というものを持つがゆえに、意見がなかなかまとまらなかったこともありました。でも、そんなメンバーだったからこそイベントの企画が楽しくてしょうがなかったのだと思います。

今、このメンバーで企画をできて本当によかったと思っています。また、“島”のグループでも言いたいことを言える環境にあったと思います。それぞれのキモチをちゃんぷるし、すごく優しい気持ちで積極的な“島”を創造することができました。

話しを進めていく中ででてきた「一歩前に踏み出す」という想い、これはこれからも大事にしたいと思っています。そして、この“島”は参加者の皆さんが支えてくれた本当に良いグループだったと思っています。なにより嬉しかったのは参加者の皆さんに「楽しかった、よかったよ。」と言ってもらえたことです。自分たち企画者もそれに負けないぐらい楽しめて本当に充実した一日となりました。

自分の持っているキモチを形にする第一歩となった今回のイベント。このイベントが終わったから終わりではなく、このイベントがはじまりになったらと思っています。

最後に.企画者のみんなをはじめ、参加者のみなさん、NCRCのスタッフのみなさんのおかげで本当にいい経験ができました。みなさん、本当にありがとうございます！！

富田愛子（16歳）渡辺直之（16歳）

「過去と未来」グループ

私は今回のイベントで「過去と未来」を軸としたトークちゃんぷるの担当をしました。そこで私が、各班共通の「戦争と平和」というテーマでも、本題のトークちゃんぷるでも、共に一番感じたことはこれから今の子どもたちが未来を創っていく上で大切になってくるのは、今の大人たちがその「土台」になる必要があるということです。大人と子どもがもっとつながっていかなければいけないと思いました。私は、このような企画に参加して、自分の見る世界が広がりました。普段話すことが少ないテーマだったので、他の人の考えを聞くことによって深いところまで考える事が出来ました。企画の段階で十分な打ち合わせができなかったことが残念でしたが、自分自身に大きな収穫があったのでとてもよかったと思います。参加者にもそういう風に思ってもらえたなら、嬉しいです。　　大古美和（16歳）

「地球」グループ

今回のイベントはたくさん“自分”を出せたように思える。企画の段階では、意見の食い違いもあったし、トークちゃんぷるにたどり着くまでには幾度も会議を繰り返した。それでもちゃんとまとまったのは、企画者の間のラインが少しづつ薄くなり、最後にはなくなっていたことが一番の理由であるように思った。

一見無謀にも思われたこの企画が成功したのは、企画者の想いを十分に尊重し、カタチにするまでを補助してくれた大人たちと、柔軟な考えを持った参加者のみなさんのお陰だったのではないかと思う。

今、子どもも大人も“自分”というものを出すことが困難な状態にあるように思える。「普通を装わないと、みんなからどんな目で見られるか分からない。」「何でそうするんだろう？私だったらこうするのに。でも、どうせ言ったって無駄だよね」内に秘めた想いがあるのにそれを表現できないのは、とてももったいないと思う。どんな名案が隠れているか分からないからだ。それに気づかせてくれたのが、このイベントだった。

以前より、私の見ている世界は色鮮やかに、広々としたように思える。　　島森亜沙子（16歳）

子どもの権利条約入門セミナー2003 スタート！

～第１回（5月27日）終了～（第10回まで毎月開催中！！）

子どもの権利条約の批准から10年目を迎えた今年、子どもの権利条約ネットワークでは、条約をひとつの切り口として、子どもをめぐる様々な課題の解決に、条約がどのような役割を果たしてきたのか、またそのときの課題は何か、についてわかりやすく学ぶ「子どもの権利条約入門セミナー2003」を開催しています。

5月24日に第1回目「子どもの権利条約の成立と意義」（喜多明人さん：早稲田大学教授・CRCネット代表）が終了しました。子ども・おとな合わせて約20名の参加者の方からは以下のような感想（抜粋）が寄せられました。

○ 子どもの権利条約をあらためて確認（ふりかえること）できる機会があり、楽しみにしている。タイムリー。

○ おもしろかった。もっと勉強しようと思った。18までに、もっと世界の子どもとつながっていきたいと思った。はやく、児童労働をなくしたい。

○ 「子どもの権利条約」は名前しか知らない（知らされていない？）、興味を持っていなかった（持たせるようなものとして知らされていなかった？）が、僕は教師になりたいと思っている自分がそんなままではいけないと思い受講した。また勉強しに来たい。

まだ参加していないという方！セミナーに2時間参加するだけで、学校・少年司法・性的搾取・子育てなど、子どもをめぐる最新情報と条約に関する基礎知識をGETできるチャンスです！！ 奮ってご参加ください！！！ 次回セミナーについては、以下のお知らせをご参照ください。

お知らせ

［子どもの権利条約入門セミナー2003］のお知らせ

5月より始まった「子どもの権利条約入門セミナー」。第3回、第4回を以下のとおりに開催します！

少人数でアットホームな雰囲気の中で、子どもの権利条約について、また条約を生かす取り組みについてを、わかりやすく学んでいきます。奮ってご参加ください！

◘第3回　7月29日（火）

子どもの権利条約と学校（仮）　佐藤　治さん（高校教諭）

◘第4回　8月19日（火）

子どもの権利条約の意見表明・参加の権利（仮）

内田　塔子さん（立正大学・講師）

時間：18：30－20：30（受付開始18：00）

会場：子どもの権利条約ネットワーク事務所（みなとNPOハウス4階）
地下鉄日比谷線・大江戸線「六本木」駅徒歩2分（旧三河台中学校・俳優座裏）

定員20名 ＊資料・会場の準備があるので事前申込をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ：子どもの権利条約ネットワーク
〒106-0032　港区六本木4-7-14みなとNPOハウス4F
03-3746-0744（火・金12：00-17：00）
E-mail　ncrc@abeam.ocn.ne.jp
※留守のときは、留守電・FAX・メールをご利用ください。

総合的研究誌「子どもの権利研究」

創刊号特集　子どもの権利の総合的保障と学際研究

第２号　特集　自治体子ども施策と子どもの権利

子どもの権利条約総合研究所 編
日本評論社　定価 2000円

□子ども条例の意義と制定、実施の課題　川西市、箕面市、川崎市　□自治体で取り組む子ども救済　埼玉県、神奈川県、泉大津市、青森県　□自治体が進める子どもの参加・参画　宮城県、近江八幡市、滋賀県、鶴ヶ島市、高浜市、豊中市、中野区　□総合的な子どもの権利条例づくり　小杉町、多治見市、日野市、高知県　□子ども施策のいま、これから　大阪府、国立市、八千代市　■論説　①国際人権法の展開と子どもの権利　②都市計画・環境学と子ども参加　③司法と子どもの権利・人権の課題（1）　ほか

定期購読募集中！年間４０００円（送料込み・年２回発行・B5版100頁）

創刊号：2002年7月　　第2号：2003年1月

郵便振込み申込で直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

郵便振替00150－3－164280　口座名称　子どもの権利条約総合研究所

研究所事務所：〒152-0034　東京都目黒区緑が丘2-6-1　喜多明人宛
研究所分室（水曜日10：00-16：00）TEL・FAX 03-5286-3595　E-Mail：crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.68

2003年6月20日発行

★発　行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒106-0032　東京都港区六本木4-7-14
みなとNPOハウス 4F
TEL&FAX　03-3746-0744
（事務所受付時間／火・金12:00～17:00）
ホームページ
http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/
Eメール　ncrc@abeam.ocn.ne.jp
★発行人　喜 多 明 人
★編集人　内 田 塔 子
★年会費　5000円　学生3000円
18歳未満1000円
定期購読4000円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印　刷　㈱第一プリント